

第 7 5 号議案

藤枝市福祉センターきすみれの指定管理者の指定について

藤枝市福祉センターきすみれの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市福祉センターきすみれ

指定管理者 藤枝市岡部町内谷1400番地の1

社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会

会長 水野 明

指定の期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで